

職員を募集します

総務課人事担当 ☎23-5195

平成27年4月1日採用の大崎市職員(看護師)を募集します。

【社会人試験(看護師)】
採用予定人員 2人程度
職務内容 看護の専門業務
勤務場所 夜間急患センター

※夜間急患センターは、平成27年4月に、旧大崎市民病院救命救急センター1階に開設します。

受験資格 昭和40年4月2日以降に生まれた人で、看護師または准看護師の免許を取得しており、主に救急、内科、外科、小児科の外来でおおむね1年以上の実務経験がある人



■一次試験日

2月20日(金)

■受験申込書の請求先

総務課(市役所西庁舎3階) または各総合支所地域振興課で2月2日(月)から配布します。郵送で請求する場合は、140円切手を貼った返信用封筒(角型一号)に郵便番号、住所、氏名を記入し同封してください。

■申込

受験申込書(写真貼付)と受験票(52円切手貼付)に必要事項を記入し提出してください。郵送の場合は、簡易書留郵便などで送付してください。

■受付期間

2月2日(月)から13日(金) 17時15分必着

■送付先

〒989-6188
大崎市古川七日町1-1
大崎市役所総務課人事担当

浄化槽市町村整備推進事業を利用しませんか

下水道課排水設備係 ☎5831

浄化槽市町村整備推進事業は、市が浄化槽を設置するとともに、浄化槽の維持管理を行う事業です。利用者には、設置費用の一部(分担金)と維持管理費用(使用料)の負担が必要です。

浄化槽の設置を希望する人は、事前に下水道課にお問い合わせください。

■事業の対象区域

公共下水道の事業認可区域と農業集落排水事業の採択区域を除いた区域が事業対象となります。

住んでいる地域が対象区域に該当するか分からない場合は、お問い合わせください。

■事業の対象となる建物

戸建ての一般住宅、集落の集会所などが事業対象となり、建て売り住宅や貸家、事業所などは対象になりません。

単独処理浄化槽(便所排水のみを処理する浄化槽)から合併処理浄化槽(家庭雑排水全般を処理する浄化槽)への入れ替えは対象になります。

市が工事を行うのは、浄化槽本体の標準工事とプロワ(送風機)設置工事です。浄化槽へ家庭雑排水(便所、台所、浴室、洗濯水などの排水)を流すための排水設備工事や水洗便所への改造、標準工事以外の支障となる物件の移設・撤去工事があります。また、放流ポンプが必要な場合も、設置・管理とも個人負担となります。

■設置後は、分担金と使用料がかかります
浄化槽設置後は、分担金(5人槽より10人槽で22万2千円)がかかります。設置した翌年度に賦課しますので、一括または5年間で20期払いで納入してください。設置後の保守点検管理や浄化槽の清掃、法定検査は、市が資格を持つ業者へ委託します。

使用料は使用した水道水量に応じて算定しますので、水道料金と一緒に納付をお願いします。その他、プロワの電気代や管理に必要な水道代も使用者の負担となります。

申し込みは下水道課、施工は大崎市排水設備指定工事店へ



国道4号の道路計画への意見を募集します

都市計画課事業調整係 ☎23-8069

国土交通省では、国道4号大衡地区(大衡村柵木から蕨崎までの2車線区間)について、今後の道路整備の計画検討のための計画段階評価の手続きを進めています。

平成26年8月に実施した第1回意見聴取では、道路や地域に対して皆さんが感じている課題として、朝夕

の交通渋滞や東北道通行止め時の渋滞が著しい、交通事故が多いなどの意見が確認されました。

今回の第2回意見聴取では、交通渋滞などの課題を解決し、地域にとって望ましい対策案を検討していくうえで、重視する項目などについて意見を募集します。

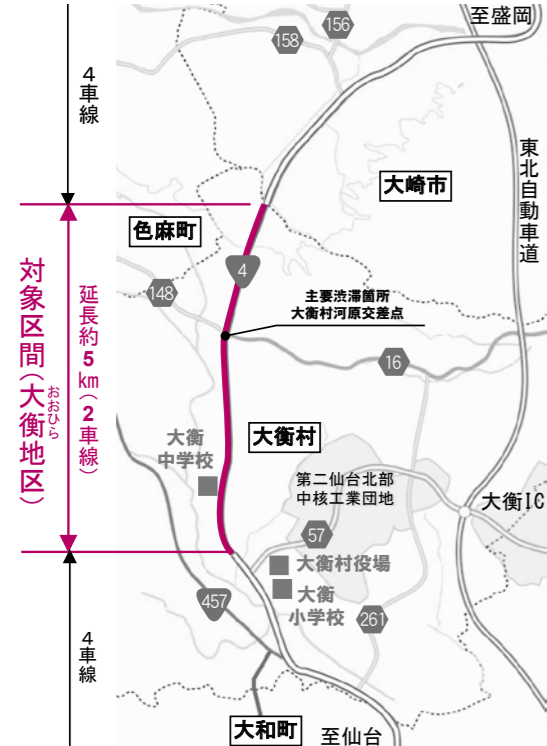
この機会に、皆さんの意見を聞かせてください。

■意見提出期間

2月5日(木)まで

■意見聴取の対象者と意見の提出方法

- 1 古川・三本木地域の人
- 2 調査票(返信用ハガキなど)を郵送しますので、記入のうえ返送してください。
- 3 国道4号を利用している人



調査票(返信用ハガキなど)と回収ボックスを市役所東庁舎・三本木総合支所・道の駅三本木・国土交通省古川国道維持出張所に設置します。また、仙台河川国道事務所ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/>)の意見聴取専用ページでも受け付けていますので、どちらかの方法で意見の提出をお願いします。

農林業センサスに協力をお願いします

農林業センサスは、農業や林業を営んでいる個人・法人・生産組合などを調査対象に、農林水産省が5年ごとに、全国一斉に実施する統計調査です。国内の農村や山村の実態を総合的に把握し、国・都道府県・市町村における、農林業施策の企画や策定の基礎資料として活用します。

■対象となる個人・法人・生産組合など

- 1 経営耕地面積が30a以上
 - 2 施設野菜や果樹の栽培面積、家畜の飼養頭羽数が一定規模以上
 - 3 他の農家などから農作業を請け負っている
 - 4 保有する山林の面積が3ha以上で、継続して林業を行っている
 - 5 そのほか、調査対象となる一定規模の農林業を行っている
- ※集落の代表者などが対象の「農山村地域調査」も行います。

■調査の期日・方法

平成27年2月1日現在で調査を実施します。前後の期間に、県知事から任命された調査員が、対象者へ調査票の配布と回収を行います。調査員が訪問した際には、調査への協力をお願いします。

市政情報課統計担当 ☎23-5091

主な放射能測定結果

空間放射線量の測定結果(単位:マイクロシーベルト/h)
☎ 防災安全課放射能対策室 ☎23-5144

測定日	測定場所	地表面から1m	地表面から0.5m
1月19日	市役所第2駐車場	0.05	0.06
	松山総合支所	0.05	0.05
	三本木総合支所	0.05	0.06
	鹿島台総合支所	0.06	0.06
	岩出山総合支所	0.07	0.08
	鳴子総合支所	0.05	0.05
	田尻総合支所	0.05	0.06

水道水の測定結果(単位:ベクレル/kg)
☎ 水道部施設課水質係 ☎24-1164

採取日	採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム	
			Cs-134	Cs-137
1月9日	大崎広域水道麓山浄水場(加美町)	不検出(0.3未満)	不検出(0.3未満)	不検出(0.4未満)
1月5日		不検出(0.3未満)	不検出(0.3未満)	不検出(0.4未満)